

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	樋渡地区 (樋渡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻とピーマンを主とした露地栽培の複合経営が中心であるが、小さい集落のため担い手の高齢化が進んでおり、耕作放棄田が発生する懸念がある。
地域内の農道等の草刈りについては、多面的機能支払交付金事業に取り組んでおり、地域資源の維持管理に努めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻とピーマンを主に従来からの慣行栽培による農業を行っている。
担い手の高齢化、新規労働力の確保が困難ななかで、各種支援制度を利用し、農地の有効活用、農道や水路などの施設の管理方法を考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内農地については、原則地域の担い手が借り受け、効率的な農業経営ができるように努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、農地中間管理機構を使って農地の貸し出しを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
定期的な用水路や農道の管理改修を行い、農用地の有効活用に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家が多いが、地域の農地管理は地域で行うことを基本として、兼業農家でも円滑な経営ができるように取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の農作業効率向上や、害虫や鳥獣駆除が発生した場合など、JAをはじめ各種法人へ相談し委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--